



桜 雲

川口市立芝中学校「学校だより」9月号

令和2年9月1日発行

【校訓】 「剛毅不屈」

【学校教育目標】 「賢く」

「美しく」

「逞しく」

(Tel : 048-265-3377

HPアドレス : <https://kawaguchi-shiba-jh.edumap.jp/>)

「どのような状況下においても・・・」

校長 佐久間 章匡

短い夏休みが終わると同時に、9月1日（火）令和2年度の2学期を迎えます。例年であれば約40日間のところ、今年は25日間。約2週間も短かったのですね。それでも夏休み中の部活動に励んだ1、2年生はとても逞しくなっていました。そして、夏休み中に自分の進路と向き合った3年生はとても凛々しくなっていました。芝中生みんながそれぞれに成長した姿に喜びを隠せません。これからもますます成長してくれるものと期待しています。保護者並びに地域の皆様、1学期間、本校の教育活動に御理解、御協力いただきありがとうございました。

さて、新型コロナウイルス感染症により未曾有の経験をした1学期を振り返り、私はあらためて学校教育の目的を再確認しました。

【教育の目的】教育基本法・第一章第一条

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

私たち教員には、この教育の目的を果たすため、様々な教育活動を展開していく使命があります。そして、この目的を実現するために、どのような状況下におかれたとしても次のような目標を達成させなければなりません。

【教育の目標】教育基本法・第二章第二条（簡略化して示します）

- 一 豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養う
- 二 個性の伸長と創造性、自主、自立の精神を養い、勤労を重んずる態度を養う
- 三 主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境保全に寄与する態度を養う
- 五 伝統と文化を尊重し、国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う

この目標を達成するために 本校では、あらためて次のような取り組みを推進してまいります。

【本校における具体策】

- 一 道徳教育を核とした心の教育の充実・保健体育を核とした逞しい身体づくり
- 二 社会的自立を見据えた個に応じた指導の充実・キャリア教育の充実
- 三 学級における自治力の向上、生徒会活動の充実
- 四 自他を尊重し、自然愛護や奉仕の精神を育む体験活動
- 五 総合的な学習の時間を通じた探究活動の充実

これから新学期を迎えますが、2学期も新型コロナウイルスの影響により本校が描く「学びの地図」のとおり教育活動が展開されないかもしれません。それでも上記の目標を達成するために教職員一丸（チーム芝）となって、子どもたちの安全・安心を最優先に教育活動に努めてまいります。

保護者、地域の皆様にはお願い事ばかりが増えるかもしれませんが、「すべては子どもたちの笑顔のために」御理解、御協力の程よろしくお願いいたします。

9月の行事予定

日	曜	内 容	給食	日	曜	内 容	給食
1	火	月曜日課 PTA挨拶運動 始業式(分散形式) 本部役員選挙公示 校内研修 学年会 給食開始 選挙管理委員会② 完全下校 17:00 SC来校	○	17	木	駅伝監督者会議(15:30 青木町公園陸上競技場)	○
2	水	PTA挨拶運動 B週時間割開始 発育測定(1h・特支、2h・3年、3h・2年、4h・1年) 市立中学校長会(9:00～12:00)	○	18	金	6校時・修学旅行説明会 調査書作成委員会 本部役員選挙立候補締切日 立候補者説明会 3年福祉講演会(5・6h) 栄養士巡回指導(1-1・2)	○
3	木	PTA挨拶運動	○	19	土		*
4	金		○	20	日		*
5	土	第2回PTA総務会(10:30 第1会議室)、第2回理事会(11:00 視聴覚室)、第2回バザー委員会(13:30 視聴覚室)	*	21	月	敬老の日	*
6	日		*	22	火	秋分の日	*
7	月	第11回職員会議 後期教育実習開始(英・2週間～9/18、社会1名・3週間～9/25)	○	23	水	9/1(火)～9/18(金)は、熱中症予防のために、体育着での登校期間を延長します。ただし、9/1(火)は始業式があるので、制服での登下校とします。	○
8	火	歯科検診(9:00～2年、1年1・2組)	○	24	木		○
9	水		○	25	金		○
10	木	歯科検診(9:00～特支、3年、1年3・4組)	○	26	土		*
11	金		○	27	日		*
12	土		*	28	月		○
13	日		*	29	火		○
14	月	学年会	○	30	水	安全点検	○
15	火	第4回生徒議会 SC来校	○			上記の予定は、今後の社会状況や学校内の状況によっては変更になる場合がありますので、直近の学年日より等でもご確認ください。	
16	水	第4回事業委員会 南部校長会テスト	○				

10月の主な行事予定 (8/28 現在)

- 10月 1日(木) 5時間授業(6カット) 職員会議 衣替え移行期間(～10/30)
7日(水) 第5回生徒議会(前期最終)
8日(木) 第5回事業委員会(前期最終) スクート・ストリート(5～6校時・交通安全教室)
9日(金) 川口市道徳の日 市駅伝監督者会議(15:00 青木町公園陸上競技場) SC来校
13日(火) 文化部発表会(3年)
14日(水) 文化部発表会(1年) 立会演説会リハサル(放課後)
15日(木) 衣替え基準日 立会演説会リハサル(7:30)・立会演説会・投開票(5・6限) 選挙管理委員会④ 選挙結果掲示
16日(金) 生徒集会(市駅伝壮行会) 文化部発表会(2年)
17日(土) 学校公開日(午前3時間の公開授業、3年3校時・進路説明会、午後:1・2年⇒部活動公開) 弁当持参(1・2年) 完全下校 16:30
19日(月) 振替休業日
20日(火) 6校時:学活(後期役員選出学活) SC来校
21日(水) 駅伝試走 3年・南部校長会テスト② テスト1週間前部活動中止期間
22日(木) 市中学校駅伝競走大会(川口オートレース場)
23日(金) 事業委員会(後期第1回)
26日(月) ALT来校(～11/6)
28日(水) 中間テスト(5教科)
29日(木) 中間テスト(1校時・技家)
30日(金) 生徒会本部役員辞令交付、事業委員辞令交付 安全点検

8/28 現在での予定です。新型コロナウイルスの感染状況によって、今後の日程は変更になる可能性もあります。

8月25日付で文部科学大臣からの新型コロナウイルスに関する通知が出ていますのでご紹介いたします。ぜひご家庭でも話題にしてみてください。

保護者や地域の皆様へ

学校において、児童生徒等の学びを確保するための取組を進めることができておりますのは、保護者や地域の皆様に感染症対策の取組に御理解と御協力を賜っているからであり、心より感謝申し上げます。

しかし、このような取組を徹底しても学校や家庭、社会において感染するリスクをゼロにすることはできません。誰もが感染する可能性があります。その上、新型コロナウイルス感染症には未だ解明されていない点があり、ワクチンも開発中であることから、この感染症に対する不安をお持ちの方が多いと思います。

私たちは、この感染症と、この感染症がもたらした社会の変化に対して、現時点での科学的な知見や見解に基づいて、正しく向き合うことが必要です。私からは、保護者や地域の皆様に次の二点をお願いいたします。

第一に、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さないということです。

誰もが感染する可能性があるのですから、感染した児童生徒等や教職員、学校の対応を責めるのではなく、衛生管理を徹底し、更なる感染を防ぐことが大切です。

そして、自分が差別等を行わないことだけでなく、「感染した個人や学校を特定して非難する」「感染者と同じ職場の人や、医療従事者などの家族が感染しているのではないかと疑い悪口を言う」など身の周りに差別等につながる発言や行動があったときには、それに同調せずに、「そんなことはやめよう」と声をあげていただきたい。人々の優しさはウイルスとの闘いの強い武器になります。

感染を責める雰囲気広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、結局は地域での感染の拡大にもつながり得ます。その点からも差別等を防ぐことは必要なことです。

第二に、学校における感染症対策と教育活動の両立に対する御理解と御協力です。

感染症への対応が長期にわたることが想定される中、学校では、感染症対策を講じつつ学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進め、子供たちの健やかな学びを最大限保障するための取組を進めていただいているところです。また、大学についても、感染症対策の徹底と、対面による授業の検討も含めた学修機会の確保の両立をお願いしております。

これからの予測困難な時代を生きていく児童生徒等や学生が、必要となる力を身に付けていくことができるよう、学校の教育活動の継続への御理解と御協力をお願いいたします。

新型コロナウイルスのみならず、感染症へ正しく対応するためには、最新の科学的な知見等を知ることが不可欠です。政府として、分かりやすい広報に努めているところですが、保護者や地域の皆様におかれても科学的な知見等を日々の生活に生かしていただきたいと思います。

令和二年八月

文部科学大臣 萩生田光一

7月に埼玉県教育委員会より、「ネットトラブル注意報 令和2年度第3号」が出ていますのでご紹介いたします。こちらもぜひご家庭でも話題にしてみてください。

ネットいじめについて

SNSや無料通話アプリなどが普及するにつれて、ネットいじめ等インターネット上のトラブルも起きています。

いじめは決して許されるものではありません。今回はネットいじめについて学び、決して加害者にならないように自身のSNS等の使い方を見直しましょう。

<ネットいじめの例>

ネットいじめとは具体的にどのようなものなのでしょうか。例としては以下のようなものがあげられます。

- ・特定の人物の悪口を書き込む
- ・特定の人物の個人情報や、その人物が嫌がる動画・画像を掲載する
- ・SNSで特定の人物になりすましたアカウントを作成し、不適切な書き込みをする
- ・無料通話アプリで特定の人物をグループからはずす
- ・無料通話アプリのグループトークで、特定の人物が発言したときだけ、みんなで無視する

インターネット上のやりとりでは、相手の反応が見えません。そのため、**冗談のつもりでからかうようなメッセージを送っていたところ、相手はそれをいじめと受け取っていた**というケースもあります。

<ネットいじめの特徴>

ネットいじめには次のような特徴があります。

①被害者に大きなダメージを与える

ネットいじめは、インターネット上に文字や動画等が残り続けたり、場所や時間に関係なく行われたりするため、被害者の心などに大きなダメージを与え、精神的に追い込んでしまうこともあります。

②外からいじめが発見しづらい

無料通話アプリのやりとりは友だち同士しか見ることはできず、SNSも自分の投稿を友だち以外に見せないように設定することができるため、外部からいじめを見つけることがとても難しいのです。

③エスカレートしやすい

相手の反応が見えにくいいため、面白半分でいじめに加わってしまうこともあり、知らず知らずのうちにエスカレートしてしまうことがあります。

ネットいじめは、被害を受けた人に大きな精神的ダメージを与えるものであり、絶対にやってはいけません。もし、自分がネットいじめの被害を受けた場合や、いじめかなと思うような書き込みをインターネット上で見かけたときは、すぐに周りの大人に相談しましょう。

また、誰もが被害者にも加害者にもなりうることを頭に入れて、インターネットを使って友だちとやりとりするときは、相手がどう感じるかを考えてメッセージを送るように心がけることが大切です。